

## 合併処理浄化槽の更新にかかる交付金の復活に関する意見書

平成31年1月24日、環境省より「循環型社会形成推進交付金等の財源には限りがあることから、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく」との方向性が示されました。そのことにより、浄化槽の更新時や新たな開発時については交付対象から除外されることになり、本年4月1日から適用するとされました。

全国的に公共下水道の整備が見込まれない地域に対して浄化槽の設置が進められてきました。浄化槽の耐用年数は約30年と言われており、今後、順々に更新時期を迎えることが予想されます。

従来、真に社会的便益に相当する一定割合（4割）を公費負担するとの考えに基づき、浄化槽の設置に対して国庫補助を受けてきました。浄化槽に流入する汚濁負荷のうち社会的便益に相当する分（生活雑排水由来の汚濁負荷を除去したうち、家庭内の努力によっても削減できない分）が約4割であることを根拠としてきた経緯に鑑みれば、汚水処理未普及解消に繋がらない場合であっても等しく公費負担を受けられるべきと考えます。

災害時において、下水道は局所的な被災であっても広範囲に影響を及ぼしますが、浄化槽は線的・面的に影響を及ぼすことなく継続して汚水処理ができることが評価されており、浄化槽を整備すること自体が防災・減災対策の一つでもあると考え、本市では浄化槽設置に関して面的整備事業を推進してまいりました。現在では、浄化槽による汚水処理人口が市民の約23%を占めている状況であります。また、財政面においても人口減少問題を鑑み、合併処理浄化槽の方が優位性があることから本市では推進しており、この本市の施策は全国的にも模範となっております。

一方で、下水道事業においては老朽化に伴う更新のような汚水処理未普及解消に繋がらない場合であっても、ストックマネジメント計画を策定することによって公費負担が可能な制度となっており、浄化槽設置整備事業についても下水道事業における公費負担の考え方に準じるべきであると考えます。

よって、国におかれましては、汚水処理未普及解消に繋がらない場合であっても従来通りの国庫補助が受けられるよう、合併処理浄化槽の更新にかかる交付金の復活について格段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12月20日

近江八幡市議会議長 北川 誠次

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
環境大臣	小泉 進次郎	殿

宛